

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、令和5年度及び令和6年度において、市が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和27年法律第184号〕第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

安芸高田市長 石丸伸二

1 入札参加資格

別表第1左欄の希望業務の分野ごとに、同表右欄の希望業務の部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

- ① 年間平均実績高
- ② 自己資本額
- ③ 有資格者数
- ④ 営業年数

(2) 主観的審査事項

- ① 市の指名除外の状況
- ② 市発注測量、建設コンサルタント等業務における再受託の制限の状況
- ③ 市発注測量、建設コンサルタント等業務における暴力団排除のための契約制限の状況
- ④ ISO9001の認証取得の有無
- ⑤ 測量系CPD協議会の測量CPD制度における所属技術者の学習単位数
- ⑥ 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力/職能開発）情報提供制度における所属技術者の認定時間数
- ⑦ 建築系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における所属技術者の学習単位数
- ⑧ 障害者雇用の状況
- ⑨ 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無
- ⑩ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無
- ⑪ 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無
- ⑫ 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- ① 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- ③ 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者
- ④ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに安芸高田市税の滞納がある者
- ⑤ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、市の入札参加資格の取消をされた者で、資格審査の申請日において当該取消の日から24か月を経過している者を除く。
- ⑥ 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、原則、電子申請（広島県及び安芸高田市の使用に係る電子計算機〔入出力装置を含む。以下同じ。〕と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織〔以下「電子申請システム」という。〕を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、登記簿上の本店を県内に有する者（以下「県内業者」という。）に限り、窓口における申請もできるものとする。

① 電子申請

ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県及び安芸高田市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2各項の添付書類（第2項、第3項、第4項、第5項、第10項及び第11項のものを除く。）は、別に広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号。以下「建設産業課」という。）に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

イ 申請期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月18日（金）までに電磁的記録を広島県及び安芸高田市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和4年11月25日（金）まで

に別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により建設産業課に到達させなければならない。（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）

② 窓口における申請

ア 申請方法

県内業者は、別記様式第1号による資格審査申請書及び別表第2に掲げる添付書類を、次に掲げる提出先に持参又は郵送により申請もできるものとする。

提出先：安芸高田市企画部財政課入札・検査係（安芸高田市吉田町吉田791）

イ 申請期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月18日（金）までとし、その経過後は市長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

なお、追加申請期間は、別に公示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、市長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 受付票の交付

前記2（2）②に定めるところにより申請をした者に対しては、受付票を交付する。

4 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

6 入札参加資格の有効期間

この公示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和7年5月31日まで有効とする。ただし、令和7年6月1日以降においても令和7年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和7年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

7 その他の事項

この公示で定めない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第 1

| 業 務 分 野 | 業 務 部 門 |
|---------------|---------------|
| 測量 | 測量一般 |
| | 地図の調整 |
| | 航空測量 |
| 建築関係建設コンサルタント | 建築一般 |
| | 意匠 |
| | 構造 |
| | 暖冷房 |
| | 衛生 |
| | 電気 |
| | 建築積算 |
| | 機械設備積算 |
| | 電気設備積算 |
| | 調査 |
| 地質調査 | 地質調査 |
| 補償関係コンサルタント | 土地調査 |
| | 土地評価 |
| | 物件 |
| | 機械工作物 |
| | 営業・特殊補償 |
| | 事業損失 |
| | 補償関連 |
| 総合補償 | |
| 土木関係建設コンサルタント | 河川・砂防及び海岸・海洋 |
| | 港湾及び空港 |
| | 電力土木 |
| | 道路 |
| | 鉄道 |
| | 上水道及び工業用水道 |
| | 下水道 |
| | 農業土木 |
| | 森林土木 |
| | 水産土木 |
| | 廃棄物 |
| | 造園 |
| | 都市計画及び地方計画 |
| | 地質 |
| | 土質及び基礎 |
| | 鋼構造及びコンクリート |
| | トンネル |
| | 施工計画・施工設備及び積算 |
| | 建設環境 |
| | 機械 |
| 電気電子 | |
| その他 | 不動産鑑定 |
| | 登記手続等 |
| | その他 |

別表第2

| 添 付 書 類 | |
|---------|--|
| 1 | 測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し |
| 2 | 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 |
| 3 | 営業所一覧表 |
| 4 | 有資格技術職員名簿 |
| 5 | 希望業務実績調書 |
| 6 | 安芸高田市に納付すべき市町村税について滞納がないことを証した書面 |
| 7 | 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し |
| 8 | 法人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書及び注記表 個人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書 |
| 9 | 法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し |
| 10 | 誓約書 |
| 11 | 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの） |
| 12 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く） |
| 13 | 申出書 |
| 14 | I S O 9001の認証に係る登録証の写し |
| 15 | C P D内訳書 |
| 16 | 測量系C P D協議会の測量C P D制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系C P D協議会が証する書面の写し |
| 17 | 建築C P D運営会議の建築C P D（継続能力/職能開発）情報提供制度における所属技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について建築C P D運営会議が証する書面の写し |
| 18 | 建設計系C P D協議会加盟団体の継続教育制度（C P D）における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し |
| 19 | 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者） |
| 20 | 県内市町の消防団協力事務所表示制度における認定を証する書面の写し |
| 21 | 広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し |
| 22 | 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し |

注1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

また、第13項に定める書類については社会保険等に加入義務がない者又は適法に他の保険に加入している者が、第14項に定める書類については県内の営業所が認証を取得した者のみが、第15項から第18項に定める書類については学習単位を取得した技術者または学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、第19項に定める書類については注5に該当する者のみが、第20項から第22項までに定める書類については認定又は登録を受けた県内業者のみが、それぞれ提出するものとする。

- 2 第1項に定める書類のうち各証明書、第6項、第7項、第9項及び第20項から第22項までに定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
- 3 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第5項、第8項及び第9項に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。
- 4 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第8項にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。
- 5 第19項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、同法第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。